

保護者の皆様

結城市長 小林 栄
(公印省略)**緊急事態宣言の解除に伴う保育所等への登園自粛の解除について**
(5月19日時点)

日頃より、本市の幼児教育・保育行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

5月14日に茨城県の緊急事態宣言が解除され、市内で感染が判明した方についても全員が回復されており、その後の新たな感染者の報告は入っておりません。

これらに伴いまして、本市の保育所等の対応としては、登園自粛の要請及び保育料等の減免措置期間を5月31日(日)までといたします。これまで、新型コロナウイルス感染症予防のため、登園の自粛にご協力をいただき、感謝申し上げます。

しかしながら、再び感染を拡大させないため、「三つの密」が生じる集団保育の現場をご理解いただき、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、自主的な家庭保育に取り組んでいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

記

1 登園自粛及び減免措置期間 令和2年5月31日(日)まで

※給食費等の実費徴収については、各施設で対応が異なりますので、在園施設にお問い合わせ下さい。

2 保育料の減免措置【5月分】(0～2歳児クラスの児童のみ)

6月4日(木)までに、「利用料負担額減免申請書(5月分)」を在園施設に提出してください。登園しなかった日数に応じて保育料を再算定し、利用者負担額変更通知とともに、減額分が認定こども園から返還となります。

※返還方法は施設によって異なりますので、在園施設にお問い合わせください。

3 体調の確認

登園前に体温測定をしていただき、お子様及びご家族の体調をご確認ください。風邪や発熱、呼吸器症状等がある場合には、登園を見合わせてください。

また、発熱があった場合は、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向になるまでは登園させないようにしてください。

問い合わせ先： 結城市役所保健福祉部 子ども福祉課保育係
電話：0296-54-7003 FAX:0296-33-6628
メール：kodomohukushi@city.yuki.lg.jp